第三十九条中「第三十九条」を「第四十五条」に、「第三十八条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十八条第一項中「（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七条中「第二十七条から第三十一条まで」を「第三十三条から第三十七条まで」に、「第二十七条第三号及び第三十条」を「第三十三条第三号及び第三十六条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十六条中「第三十四条第二項第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条を第四十二条とし、第三十五条を第四十一条とし、第三十四条を第四十条とし、第三十三条を第三十九条とする。

第三十二条中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第三十二条」を「第三十八条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条第一号中「第二十七条各号」を「第三十三条各号」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十条を第三十六条とし、第二十九条を第三十五条とする。

第二十八条中「第二十六条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条第五号中「第三十一条」を「第三十七条」に改め、同条を第三十三条とし、第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条第一項中「第二条第十項第七号」を「第二条第十二項第七号」に改め、第三章第四節中同条を第三十一条とする。

第二十四条中「第二条第十項第九号」を「第二条第十二項第九号」に改め、同条を第三十条とする。

第二十三条第一項中「第十三条第四項」を「第十九条第四項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二条第二項の表第十八条第一項の項及び第十九条第一項の項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同表第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号の項中「第二十二条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改め、同表第三十二条第二号の項及び第三十二条第三号の項中「第二十二条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条の見出し中「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「中小企業基盤整備機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）」を「中小企業基盤整備機構」に改め、「（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）」を削り、同条を第二十七条とする。

第二十条第一項第一号中「次号及び第三号」を「以下この項及び第五十七条第一項」に改め、同条を第二十六条とし、第十九条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）」を「普通保険」に、「同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）」を「特別小口保険」に、「（同法）」を「（中小企業信用保険法）」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）」を「海外投資関係保険」に、「同項及び同条第二項」を「中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第三項中「中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）」を「新事業開拓保険」に、「同項及び同条第二項」を「中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項」に、「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第四項の表第三条第一項の項、第五項及び第六項中「第十八条第四項」を「第二十四条第四項」に改め、同条第七項の表第三条第一項の項、第八項及び第九項中「第十八条第七項」を「第二十四条第七項」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章第三節中第十七条を第二十三条とし、第十六条を第二十二条とする。

第十五条中「第三十四条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、第十四条を第二十条とする。

第十三条第三項中「（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第三十八条第一項並びに第五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第五十二条第一項第一号において同じ。）」を削り、同条を第十九条とし、第十二条を第十八条とする。

第三章第二節中第十一条を第十七条とする。

第十条第二項第二号中「第三十二条」を「第三十八条」に改め、同条を第十六条とする。

第三章第一節中第九条を第十五条とし、第八条を第十四条とする。

第二章中第七条の次に次の一節を加える。

第二節　社外高度人材活用新事業分野開拓

（社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定）

第八条　社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画（以下この条及び次条において「社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その社外高度人材活用新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　社外高度人材活用新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　社外高度人材活用新事業分野開拓の目標

二　社外高度人材活用新事業分野開拓の内容及び実施時期

三　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

四　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

五　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二　当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る新商品若しくは新役務に対する需要が著しく開拓され、又は当該社外高度人材活用新事業分野開拓に係る商品の新たな生産若しくは販売の方式若しくは役務の新たな提供の方式の導入により当該商品若しくは役務に対する新たな需要が著しく開拓されるものであること。

三　前項第二号から第五号までに掲げる事項が社外高度人材活用新事業分野開拓を確実に遂行するために適切なものであること。